

平成30年4月から 国民健康保険制度の一部が変わります

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立しました。

現在、国保の運営はそれぞれの市町村が行っていますが、国保財政の安定化のため、平成30年4月から都道府県も国民健康保険制度に加わるようになりました。

都道府県と市町村の役割分担は、次のとおりです。

改正の方向性		
1. 運営の在り方	○都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4と5も同様	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4. 保険料(税)の決定、賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)

国民健康保険加入者（被保険者）の皆様に関係のある主な変更点（予定）は、次のとおりです。

変わらないこと (これまでどおり市町村の窓口へ)	・国保の加入・喪失、保険証に関すること ・出産育児一時金や葬祭費等の給付に関すること ・国保料(税)の計算に関すること ・国保料(税)の納付に関すること ・特定健診など保健事業に関すること
変わること (主な変更点)	次の点については、平成30年度から一部変更になる予定です 1. 被保険者証等の様式（「島根県」の文字が追加） 2. 国保加入者の資格管理（県内市町村間の転居であれば島根県の被保険者として資格継続） 3. 高額医療費の多数回該当通算方法（同様に県内市町村間の転居であれば回数を通算） 4. 資格管理や国保料(税)の計算等が「転出確定日」で行われること

【お問い合わせ先】

健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5121
電話：54-2511

自然歩道関係功労者表彰 船通山友の会が受賞



▲受賞された船通山友の会会長の堀江修さん

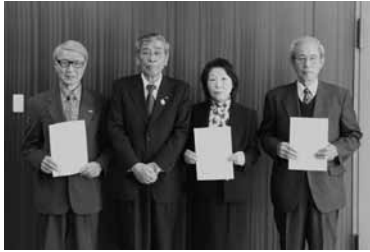
環境省では自然歩道の維持・管理及びその適正利用等に関し、顕著な功績のあった方を対象とした自然歩道関係功労者表彰が行われています。

今年度選ばれた11件のうち、奥出雲町から船通山友の会が受賞されました。

船通山友の会は歩道やトイレの美化清掃、倒木等の障害物の除去、事故防止のための巡視等を行い、自然歩道の維持管理に尽力されてきました。

受賞おめでとうございます。

固定資産評価審査委員 3人が審査委員に就任



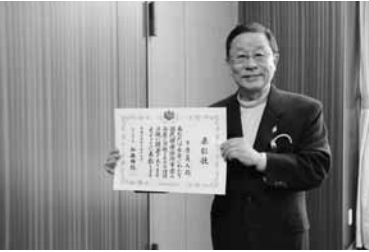
▲左から伊藤委員、勝田町長、井上委員、渡部委員

固定資産評価審査委員に、11月1日付けで伊藤敏朗さん（亀嵩）が再任、井上敏子さん（横田）、渡部久由さん（八川）が新たに就任されました。

固定資産評価審査委員会は、行政の中立的な運営を期するために、地方公共団体に設置された行政委員会であり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の申し出を審査する機関です。

これから3年間よろしくお願いします。

厚生労働大臣表彰 千原真人さん（亀嵩）が受賞



▲受賞された千原さん

千原さんは、奥出雲町（旧仁多町）国民健康保険運営協議会委員として昭和56年から現在までの通算36年の長きにわたり、国民健康保険事業の運営にご尽力されてきました。この功績により、厚生労働大臣表彰を受けられました。

また、平成14年から現在まで雲南（旧仁多郡）医師会副会長等の要職を務められるなど、地域医療の発展に貢献されています。

受賞おめでとうございます。

個人番号カード交付申請書の送付用封筒についてのお知らせ

●差出有効期間切れの返信用封筒はそのままお使いいただけます。

「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）については、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。



●送付用封筒がない方。

「地方公共団体情報システム機構」のホームページ（「マイナンバーカード総合サイト」）上に、申請者自身で印刷して利用可能な封筒様式（下記の2パターン）が掲載されていますので、ダウンロードしてお使いいただけます。（ダウンロードできない場合、役場町民課及び税務課にもあります。）

- ・定型封筒に宛名用紙を貼付けるもの
- ・封筒を組立てるもの

【お問い合わせ先】 町民課戸籍グループ 有線：31-5103／電話：54-2510